

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2024年6月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2024年5月中旬～2024年6月中旬）

- サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿）
- 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より

- 日中における著作権保護期間の差異

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含むものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2024年5月中旬～2024年6月中旬）

◆ サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿）¹

全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会秘書処 2024年6月11日公表、2024年6月24日まで意見募集

1. はじめに

個人情報保護法²が施行される以前、「センシティブ個人情報」は、2017年に公布され、2020年に改正された「情報安全技术 個人情報安全規範」³（以下、「規範」という。）における定義、そして具体例を参照するのが通常であった。

そして、2021年11月1日に個人情報保護法が施行され、法律上、センシティブ個人情報に関する定義が定められたが、具体的に何がセンシティブ個人情報に該当するかの判断基準は明確でなく、依然として規範を参照することが必要とされている。他方、規範は個人情報保護法が制定される以前に制定されたものであり、個人情報保護法の内容を前提として定められたものではないことから、個人情報保護法上のセンシティブ個人情報の判断基準として活用するにも限界があった。

個人情報保護法の施行後の2023年8月に推奨性国家基準である「センシティブ個人情報取扱セキュリティ要求」⁴の意見募集稿が公表され、その中で、個人情報保護法を前提としたセンシティブ個人情報の定義やその具体例が示されたが、現時点ではまだ正式には施行されていない。

そのような中、2024年6月に上記国家基準とは別に、センシティブ個人情報の識別に関し、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿）」（以下、「本意見募集稿」という。）が公表され、2024年6月11日から2024年6月24日までの間、意見募集が行われた。

本意見募集稿は、センシティブ個人情報の識別方法・ルールを規定し、一般的センシティブ個人情報の類型や典型的な例示をあげている。まだ意見募集稿の段階にとどまるものの、センシティブ個人情報の判断に資するものとして、実務上の参照規範となることが期待される。

2. 要点

(1) センシティブ個人情報の識別ルール

本意見募集稿において、センシティブ個人情報とは、一旦漏洩や不法使用がなされると、自然人の人格の尊厳を傷つけ、人身、財産の安全を害する恐れがある個人情報⁵と定義されており、個

¹ 「网络安全标准实践指南——敏感个人信息识别指南（征求意见稿）」

² 「个人信息保护法」

³ 「信息安全技术 个人信息安全规范」

⁴ 「敏感个人信息安全处理要求」

⁵ 本意見募集稿第2.2条

個人情報保護法上の定義と概ね一致するものである⁶。

上記の定義を前提として、本意見募集稿は以下の通りセンシティブ個人情報の識別ルール⁷を定めている。

ア 個人情報が以下のいずれかに該当する場合

- 一旦漏洩や不法使用がなされると、自然人の人格の尊厳⁸が損なわれる恐れがあること⁹。
- 一旦漏洩や不法使用がなされると、自然人の人身の安全を害する恐れがあること¹⁰。
- 一旦漏洩や不法使用がなされると、自然人の財産の安全を害する恐れがあること¹¹。

イ 典型的なセンシティブ個人情報

下記(2)の典型的なセンシティブ個人情報の類型及び典型的な例示に基づき、収集した、又は生じた一般的センシティブ個人情報¹²を識別する。

ウ 複数の個人情報の集合

個別的には通常の個人情報であったとしても、それらがまとまった、融合した場合には、その後の属性も考慮し、当該情報につき不法な使用や漏洩があった場合に上記アの基準に該当する場合には、センシティブ個人情報として保護するとし、個人情報の集合が全体としてセンシティブ個人情報の範囲を拡大しているともいえる。

(2) 典型的なセンシティブ個人情報の類型及び典型的な例示

規範の規定と比べて、本意見募集稿において、一般的センシティブ個人情報の類型がより詳しく分けられている。

規範	本意見募集稿
個人財産情報	金融口座情報
個人健康・生理情報	医療健康情報
個人生物識別情報	生物識別情報
個人身分情報	特定身分情報
その他の情報	宗教信仰情報
/	行動履歴情報
/	14歳未満の未成年者の個人情報
/	その他のセンシティブ個人情報

また、別紙の形で各類型に対応する典型的、具体的な例示もあげられている。

類型	典型的な例示
金融口座情報	個人の銀行、証券、基金、保険、積立金、その他の口座の口座番号とパスワード、積立基金共同口座番号、支払口座番号、銀行カ

⁶ 個人情報保護法上は「一旦漏えい又は違法に使用すると、容易に自然人の人格尊厳が侵害され、又は人身、財産の安全に危害が生じる個人情報をいい、生物識別、宗教・信仰、特定身分、医療健康、金融口座、行動軌跡等の情報及び14歳未満の未成年に係る個人情報」と定義されている(個人情報保護法第28条第1項)。

⁷ 本意見募集稿第3条

⁸ 人格の尊厳には、生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、プライバシー権その他の人格的権益を含む。

⁹ 例えば、個人の宗教信仰、疾病などの情報が漏洩すると、差別待遇を受ける恐れがある。

¹⁰ 例えば、個人の行動履歴が漏洩し、又は不法に使用されると、自然人の人身安全に危害が生じうる。

¹¹ 例えば、金融口座情報が漏洩すると、自然人の財産の損失が生じうる。

¹² 自然人の個人情報に基づき推測したセンシティブ個人情報もセンシティブ個人情報に該当する。

類型	典型的な例示
	ード追跡データ(又はチップ同等の情報)及びアカウント情報に基づく支払表記情報、個人収入明細などの個人情報
医療健康情報	1. 個人の身体的又は精神的な傷害、疾病、障害、疾病にかかるリスク、又は疾病の症状、過去の病歴、家族の病歴、感染症の既往歴、健康診断書、生育情報など、プライバシーに関連する健康情報 ¹³ 2. 医療診断記録(医療意見、病院の記録、医師の指示、手術及び麻酔の記録、看護記録、投薬記録)や医療機器データ(検査報告書など)を含む疾病の予防、診断、治療、看護、リハビリテーション、その他の医療サービスの過程で収集及び生成された個人情報
生物識別情報	個人の遺伝子、顔面、声紋、歩行、指紋、掌紋、目の紋、耳殻、虹彩などの生物識別情報
特定身分情報	障害者の身分情報、開示に適さない職業上の身分情報(軍人、警察)その他の個人情報
宗教信仰情報	個人の信仰する宗教、加入する宗教団体、宗教団体における地位、参加した宗教活動、特別な宗教的実践などの個人情報
行動履歴情報	リアルタイムの正確な位置情報、GPS車両行動履歴情報、飛行・高速鉄道の走行記録、人員の行動履歴情報などの個人情報
14歳未満の未成年者の個人情報	/
その他のセンシティブ個人情報	精密位置情報 ¹⁴ 、身分証明書の写真、セクシャリティ、性生活、信用情報、犯罪歴情報、個人の身体の私的部位を示す写真やビデオ情報など

◆ 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）¹⁵

国家市場監督管理総局 2024年6月17日公表、2024年7月6日まで意見募集

1. はじめに

独占禁止法¹⁶が2022年6月に改正され、改正法が同年8月1日に施行されて以降、2023年には「事業者集中審査規定」¹⁷、「事業者集中独占禁止コンプライアンスガイドライン」¹⁸、そして2024年に入ってから「事業者集中申告基準に関する規定」¹⁹「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」²⁰が次々と公布、施行されてきた。

そのうち、事業者集中に関しては事業者集中申告の要否に係る相談が実務上は非常に多い。他方、事業者集中において、参加する事業者は複数の関連市場の競争に関わっている可能性があり、一部の関連市場では水平型関係（直接的競争）²¹が存在しているとともに、他の関連市場では垂直型関

¹³ 個人の身長、体重、血圧などの基本的体質状況が疾病及び医療診断と関係ない場合、センシティブ個人情報に該当しない。

¹⁴ 携帯電話の精密位置情報許可を申請して収集した位置情報を精密位置情報とし、継続的に収集した精密位置情報で行動履歴を生成することができる。

¹⁵ 「横向经营者集中審査指引（征求意见稿）」。

¹⁶ 「反壟断法」

¹⁷ 「经营者集中審査規定」

¹⁸ 「经营者集中反壟断合规指引」

¹⁹ 「关于经营者集中申报标准的規定」

²⁰ 「经营者反壟断合规指南」

²¹ 審査ガイドライン第4条第1項に基づき、水平型事業者集中とは、集中に参加する事業者間には水平型関係が存在する（つまり、集中に参加する事業者が同一の関連市場における実際の又は潜在的な競争相手である）事業者集中をいう。

係（商流における上流と下流の関係）又は混合的關係（隣接關係、補完關係を含む。）といった非水平型關係があることもある。

また、所管する執行機関（以下、「**執行機関**」という。）は、当該事業者集中に含まれる各事業者の水平型關係と非水平型關係を一つ一つ評価するとされていることから²²、実務上、事業者集中申告にあたっての判断要素が多岐にわたっているものの、判断基準は必ずしも明確ではない。

このような観点から、国家市場監督管理総局は事業者集中をさらに細分化し、水平型事業者集中審査を規範し、審査の透明性を向上させるため、「水平型事業者集中審査ガイドライン」の意見募集稿（以下「**審査ガイドライン**」という。）を公表した。

審査ガイドラインは 12 章、合わせて 87 条で構成され、証拠材料、関連市場の確定、市場シェアと市場集中度、単辺効果、協調効果、潜在的競争、市場参入、バイヤーパワー、効率、競争効果があるものの集中を禁止しない場面（国民経済の発展に有益であること、社会公共利益に適合すること²³）、政府補助金への審査などの面をカバーし、事業者集中における水平型關係を分析する考え方や要点などを紹介する。

2. 要点

(1) 水平型事業者集中の分析に係る要素

執行機関は、水平型事業者集中が競争を排除・制限する効果を有するか、又はその可能性があるかを判断するには、主に以下の要素を分析すべきである²⁴。

- ・ 集中の目的
- ・ 集中に参加する事業者が関連市場における市場シェアと市場に対する支配力
- ・ 関連市場の市場集中度
- ・ 事業者集中により市場参入、技術進歩に与える影響
- ・ 事業者集中により国民経済の発展に与える影響
- ・ 市場の競争に影響を及ぼす、考慮すべきその他の要素

執行機関は、上記要素への分析を通じて、事業者集中により単辺効果又は協調効果が生じるかを検討し判断したうえ、水平型事業者集中が競争を排除・制限する効果を有するか、又はその可能性があるかをさらに判断する²⁵。

(2) 目的証拠規則

事業者が競争の排除又は制限を主な目的として集中を行う証拠がある場合、事業者は当該集中が競争を排除又は制限する効果を持たないことを証明できない限り、執行機関は、集中が競争を排除・制限する効果を有する、又は有する可能性があるかと判断する傾向がある²⁶。

例えば、A 社と B 社の合併取引において、関連する取引文書において、「合併を通じて B 社からの競争圧力を解消する」、「合併を通じて B 社を関連市場から排除する」という記載があれば、執行機関は当該記載により当該集中が競争を排除・制限する効果を有する、又は有する可能性がある

²² 審査ガイドライン第 4 条第 2 項

²³ 審査ガイドライン第 80 条、第 81 条

²⁴ 審査ガイドライン第 5 条第 1 項

²⁵ 審査ガイドライン第 5 条第 2 項

²⁶ 審査ガイドライン第 11 条

ると判断できる。

従って、事業者は事業者集中申告を行う前に、取引文書を含む内部文書では、競争を排除・制限する効果を有する、又は有する可能性がある記載があるかについて、確認すべきといえる。

(3) 異なる類型の事業者集中に関する関連市場の確定

関連市場とは、事業者が一定の時間内に、特定の商品・サービスについて競争を行う商品範囲と地域範囲をいう²⁷。原則として、執行機関は事業者集中を審査する場合、集中の影響に及ぼしうる関連市場を確定するが²⁸、事業者集中の具体的な類型によって、関連市場の範囲の確定も異なり、審査ガイドラインは関連市場の確認標準をより明確にしている²⁹。

類型	関連市場の確定
事業者合併	集中に参加する事業者間 の水平型、垂直型関係及び隣接・補完関係に関する関連市場を中心とする。
事業者が対象会社の持分・資産の買収により支配権を取得すること	一般的には、 対象会社又は対象資產業務を出発点とし、対象会社と支配権を取得した集中に参加する事業者の間 での水平型、垂直型関係及び隣接・補完関係に関する関連市場をもって画定する。
契約などで対象会社の支配権を取得し、又は決定的影響を与えること	
合併会社の新設	合併会社が展開する予定の業務を出発点とし、合併会社と集中に参加する事業者の間 での水平型、垂直型関係及び隣接・補完関係に関する関連市場をもって画定する。

また、集中に参加する事業者が上記規則に従い確定した関連市場の売上げについて、その総収入に占める割合が比較的 low (50%未満)、当該集中が市場競争に及ぼす影響を反映するには不十分である場合、執行機関は、当該集中に参加する事業者が従事するすべての事業について、関連市場を確定するよう求めることができる。但し、上記事業者の主たる事業ではないものに関連する収入が売上高の 5%未満を占め、かつ関連市場に合理的に区切られている市場シェアが 5%未満の場合、関連市場を厳密に確定せず、競合分析を行わないことができる³⁰。

さらに、ある事業者集中において、関連市場の確定が複数の可能性がある場合、執行機関は、集中状況及び競争分析の必要に応じて、異なる関連市場における状況を総合的に考慮し、開放的処理を採用する可能性もある³¹。

(4) 市場シェアと市場集中度に係る執行機関の態度

ア 市場シェア

市場シェアは、市場占有率とも呼ばれ、通常、関連する市場の合計規模に対する、関連する市場における事業者の規模の割合をいう³²。

市場シェアは、競争を排除又は制限する効果を持っているかどうかを初歩的に判断するための重要な指標である。一般的には、市場シェアは、事業者が市場に対する支配力を反映することがで

²⁷ 審査ガイドライン第 13 条第 1 項

²⁸ 審査ガイドライン第 15 条第 1 項

²⁹ 審査ガイドライン第 15 条第 2-4 項

³⁰ 審査ガイドライン第 16 条

³¹ 審査ガイドライン第 19 条

³² 審査ガイドライン第 21 条

き、市場シェアが大きいほど、事業者が市場を支配する可能性が高くなる³³。

水平型事業者集中について、一般的には、集中後の関連市場における事業者の市場シェアが、集中前の集中に参加する事業者の市場シェアの合計（以下「合計市場シェア」という。）であると仮定される。合計市場シェアに応じ、執行機関における判断傾向には差があり、具体的には以下のとおりとされている³⁴。

合計市場シェア	執行機関における判断傾向
合計市場シェア \geq 50%	反証がない限り、競争を排除・制限する効果を有する、又はその可能性があると推定する。
25% \leq 合計市場シェア $<$ 50%	重視して留意する。
35% \leq 合計市場シェア $<$ 50%	競争を排除・制限する効果を有する可能性があると判断する傾向がある。
15% \leq 合計市場シェア $<$ 25%	一般的には競争を排除・制限する効果を有すると判断しない。但し、ケースの市場競争状況に応じて集中により単辺効果又は協調効果が生じるかどうかを分析する。
合計市場シェア $<$ 15%	執行機関は、関連市場を確定する合理性及び市場シェアの正確性を確認したうえ、反証がない限り、競争を排除・制限する効果を有しないと推定する。

また、新設された合併会社や潜在的な競合相手の集中については、将来の事業開始後の3年から5年後に取得し得る市場シェアも考慮に含まれる³⁵。

イ 市場集中度

市場集中度は、関連市場の競争構造の説明であり、関連市場における事業者の集中程度を反映する。市場集中度とその変化は、執行機関が競争分析を行う際に重要な参照要素である³⁶。一般的には、関連する市場集中度が高いほど、集中による市場集中度の増加量が多く、集中により競争を排除、又は制限する効果を有する可能性も大きくなる³⁷。

通常、執行機関は次の指標で市場集中度を測定する³⁸。

- Herfindahl-Hirschman Index（以下、「HHI インデックス」という。）。関連する市場における各事業者の市場シェアに100を掛けた後、二乗した合計値である。
- 業界の上位n社の事業者の合計市場シェア（以下、「CRn インデックス」という。）。つまり、関連市場における上位n社の事業者の市場シェアの合計値である。

一般的には、CRn インデックスと比べて、HHI インデックスは市場競争構造をより正確に反映できると考えられているため、審査実務でより頻繁的かつ広く使用されている³⁹。また、事業者が関連市場におけるすべての事業者の市場シェアを的確に判断できない場合、関連市場における市場シェアのランキングを大小ごとに算出し、集中当事者の市場シェアに応じてHHI増加量（ Δ HHI）を算出することができる。 Δ HHIは、各集中当事者の市場シェアに100を掛けた積

³³ 審査ガイドライン第22条第1項

³⁴ 審査ガイドライン第23条

³⁵ 審査ガイドライン第22条第2項

³⁶ 審査ガイドライン第28条第1項

³⁷ 審査ガイドライン第28条第3項

³⁸ 審査ガイドライン第29条第1項

³⁹ 審査ガイドライン第29条第2項

の2倍に等しくなる⁴⁰。

HHI インデックスを採用し市場集中度を測定する場合、その計算結果により、執行機関の判断傾向を一定程度推測することができる⁴¹。

市場集中度	執行機関の態度
HHI < 1000 (低度集中市場) 又は ΔHHI ≤ 100	一般的には競争を排除・制限する効果を有すると判断しない。
1000 ≤ HHI ≤ 1800 (中度集中市場) かつ ΔHHI > 100	競争を排除・制限する効果を有すると判断する傾向がある。
HHI > 1800 (高度集中市場) かつ 100 ≤ ΔHHI ≤ 200	競争を排除・制限する効果を有すると判断する傾向がより高く、全面的審査が必要。
HHI > 1800 (高速集中市場) かつ ΔHHI > 200	反証がない限り、通常競争を排除・制限する効果を有すると推定する。

このように市場シェアと市場集中度は市場競争及びその影響を評価する重要な要素といえる。審査ガイドラインは比較的具体的な判断方法・基準を明確にし、事業者が集中申告する前に自ら事業者集中の状況を分析し把握するに有益であるとともに、事業者審査の予見可能性を高めるというメリットがあるといえる。

(5) 市場集中によるマイナス効果

市場シェアと市場集中度の基準は執行機関の初歩的な判断根拠であり、水平型事業者集中が競争を排除又は制限する効果を有するかを判断するには、その他の影響に及ぼす要素を考慮する必要がある⁴²。そのうち、事業者集中により生じうるマイナス効果である単辺効果と協調効果に留意するのが必要である。

ア 単辺効果の認定

単辺効果とは、事業者が集中を通じて直接的又は潜在的競争相手を排除し、集中後の事業者の市場支配力が大幅に強化され、関連市場における他の事業者の競争上の制約が軽減され、一方的に関連する商品の価格を直接・間接的に上昇させ、商品の質又は量を減らし、イノベーションを弱体化させるなどの行為を行う能力と動機を有し、公正な市場競争と消費者の利益を損なう可能性を高めるものをいう⁴³。単辺効果の有無を判断するには、主に以下の要素を考慮する⁴⁴。

- 事業者集中前後、関連市場における競争者の数量及び変化、集中に参加する事業者の市場シェア及び変化、関連市場集中度及び変化
- 集中に参加する事業者が緊密な競争者であるか
- 関連市場におけるその他の競争者が集中後の事業体に対して有効な競争制約を与えられるか
- 市場参入、バイヤーパワー
- その他の要素

また、事業者が集中を実施する前にすでに市場支配地位を有し、集中が既存又は潜在的競争相手

⁴⁰ 審査ガイドライン第29条第3項

⁴¹ 審査ガイドライン第30条

⁴² 審査ガイドライン第31条

⁴³ 審査ガイドライン第32条

⁴⁴ 審査ガイドライン第34条

を排除することにより、事業者の市場支配地位を確保する場合、執行機関は当該集中が単辺効果を有すると直接に判断・認定することができる⁴⁵。

イ 協調効果の推定

協調効果とは、事業者が集中を通じて直接的又は潜在的競争相手を排除し、市場構造に大きな変化をもたらし、集中後の主体が他の市場参加者との明示的又は暗黙的な協調行為を行うことにつながり、商品価格の引き上げ、商品の品質の低下、イノベーションの弱体化などの行為を直接的又は間接的に行う能力と動機を有し、公正な市場競争と消費者の利益を損なう可能性を高めるものをいう⁴⁶。

集中が協調効果をもたらすかどうかを判断するには、主に、集中後の事業体とその他の競争相手が共同で競争を排除又は制限する能力、動機又は可能性を高めるに役立つか、又は集中前にすでに存在している協調行為の強化に役立つかを評価する⁴⁷。

具体的な判断基準として、事業者集中により次のいずれかに該当する場合、事業者において協調効果が生じないことを証明できない限り、執行機関は、集中が協調効果をもたらすと推定することになる⁴⁸。

- 関連市場における集中後の事業体と他の 1 社の合計市場シェアは 3 分の 2 に達し、かつ、それぞれの市場シェアが 10 分の 1 を超えること。
- 関連市場における集中後の事業体と他の 2 社の合計市場シェアは 4 分の 3 に達し、かつ、それぞれの市場シェアが 10 分の 1 を超えること。
- 集中が市場の協調に支障を与える可能性のある事業者を排除すること。

単辺効果と協調効果は、独占禁止法における市場支配地位に関する規定にかかわり、特に、協調効果の推定ルールは、独占禁止法における共同市場支配地位の推定ルール⁴⁹と類似するものである。事業者が事業者集中申告の難易度を把握する際に、市場支配地位及び共同市場支配地位と認められる可能性に留意することが必要である。

(6) 集中が競争を排除・制限する効果を有する反証・抗弁

執行機関が集中により競争を排除又は制限する効果を有すると判断する場合、事業者は以下の要素に関する証拠材料を反証として提出し、抗弁することができる。

- 市場参入の難易度⁵⁰（可能性、適時性⁵¹、充足性）
- バイヤーパワー⁵²
- 効率の向上⁵³

また、事業者の破産も抗弁要素の 1 つとされている。事業者が買収又は合併された事業者が破産予定であり、かつ関連市場から撤退することを証明できる場合、当該集中が競争を排除又は制限

⁴⁵ 審査ガイドライン第 45 条

⁴⁶ 審査ガイドライン第 47 条

⁴⁷ 審査ガイドライン第 49 条

⁴⁸ 審査ガイドライン第 50 条

⁴⁹ 独占禁止法第 24 条

⁵⁰ 審査ガイドライン第 65 条第 2 項

⁵¹ 審査ガイドライン第 67 条第 2 項に基づき、執行機関は、2 年以内に市場参入を完成するのが適時性に合致すると認める。

⁵² 審査ガイドライン第 72 条

⁵³ 審査ガイドライン第 76 条第 1 項

する効果を有する又はその可能性があっても、次の要素をいずれも充足する場合、執行機関は当該集中を禁止しないと判断する可能性がある⁵⁴。

- 買収又は合併された事業者は経営が困難であり、買収され、又は合併されなければ、短期間で市場から撤退する予定である。
- 上記事業者が市場から撤退するのを防ぐため、当該集中より競争への害が少ない代替方案はない。
- 上記事業者が市場から撤退する場合と比較し、集中によりもたらされる競争の排除・制限効果は弱い。

上記(1)から(6)までは、審査ガイドラインにおける要点を抽出してまとめられる概説である。全体的に言えば、審査ガイドラインは、水平型事業者集中の判断方法・基準について、既存の実務上の手法をより詳しくしてまとめるとともに、新たな審査ルールと判断基準を提出しており、今後の事業者の実務における判断や執行機関の態度の把握に資するものと期待される。

執筆担当：張 曉曼

⁵⁴ 審査ガイドライン第82条

II. 中国法務の現場より

◆ 日中における著作権保護期間の差異

昨年 1 月以降、中国において、川端康成作品の出版ラッシュが続いている。川端康成といえば、「伊豆の踊子」、「雪国」等の代表作で知られ、ノーベル文学賞も受賞した近現代日本文学を代表する作家のひとりである。もっとも、彼が亡くなったのは 1972 年のことであり、なぜ今になって、しかも日本ではなく中国でブームが到来しているのだろうか。実は、これには日中における著作権保護期間の差異が影響している。

日本の現行著作権法では、個人が創作した著作物の保護期間は、原則として、著作物の創作のときから著作者の死後 70 年を経過するまでの期間とされる⁵⁵。なお、日本において著作権の保護期間が 50 年から 70 年に延長されたのは、TPP11 協定への加盟に伴う 2018 年 12 月 30 日付けの著作権法改正によるものである。そのため、1967 年に亡くなった著作者の著作物については、2017 年 12 月 31 日をもって保護期間が満了して 2018 年 1 月 1 日からパブリックドメインとなっているのに対し、1968 年に亡くなった著作者の著作物については、2038 年 12 月 31 日までが著作権の保護期間となっている⁵⁶。

一方、中国著作権法では、個人が創作した著作物の保護期間は、原則として、著作物の創作のときから著作者の死後 50 年目の 12 月 31 日までの期間とされる⁵⁷。

以上のとおり日本と中国における著作物の保護期間に差異が生じている結果として、1972 年に亡くなった川端康成の作品については、中国においては 2022 年に著作権の保護期間が満了してパブリックドメインとなったのに対し、日本においては現在も保護期間中（保護期間は 2042 年 12 月 31 日まで）ということになる。そのため、中国において 2023 年以降に出版されている川端康成作品の翻訳版は、決して海賊版というわけではない。

理論的に、（中国が TPP に加盟することに伴って中国著作権法が改正されるといった事情がない限り）今後も毎年、「日本ではあと 20 年著作権が存続するが、中国ではパブリックドメイン」という事態が生じ続けることになる。この事態は日本が TPP に加盟する時点で当然想定されていたものであり、その政治的判断の当否については様々な意見があり得るところであるが、現状の法制度を前提にする限り、中国において日本文学への理解が深まり、日中間の文化的交流が促進されることを願ってやまない。

執筆担当：中城由貴

⁵⁵ 日本の著作権法第 51 条

⁵⁶ 保護期間の計算方法の詳細については、文化庁の説明資料を参照されたい。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyoko_chosakuken/pdf/r1410925_01.pdf

⁵⁷ 中国の著作権法第 23 条第 1 項

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2024 年 5 月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国関税法 ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 北京市の住宅購入規制の緩和措置
2024 年 4 月号	<ul style="list-style-type: none"> 越境サービス貿易ネガティブリスト (2024 年版) と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト (2024 年版) 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
2024 年 3 月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家秘密保護法 (2024 年改正) 消費者権益保護法実施条例 	<ul style="list-style-type: none"> AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 4 不正出願対策 データの越境流動の促進と規範規定について
2024 年 2 月号	<ul style="list-style-type: none"> 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国务院の規定 (意見募集稿) 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者集中申告基準について
2024 年 1 月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法 (2023 年改正法) 	<ul style="list-style-type: none"> 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 1 特許期間調整 実施細則・審査基準改正 (2023.12.21) - 2 遅延審査制度
2023 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 	<ul style="list-style-type: none"> 2023 年 11 月 7 日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈(二) 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈(二)(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法(意見募集稿)について グレーターベイエリア(内地、香港)個人情報越境流動標準契約実施手引きについて 専利法実施細則改正内容の公表
<u>2023年11月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 	<ul style="list-style-type: none"> 中国深圳市での特許セミナー講師
<u>2023年10月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟(馳名商標認定) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向(「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について) 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
<u>2023年9月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の改正に関する決定 外国国家免除法 企業名称登記管理規定実施弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
<u>2023年8月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法(パブリックコメント) 	
<u>2023年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表
<u>2023年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)～重要ポイントと実務対応～

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法（意見募集稿） 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 「商標評審案件の審理中止状況規則」に関する解説

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2024年6月28日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア